

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 4 年 1 月 13 日付け、教政教第 558 号「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について」等に基づき対応いただいているところですが、本県においても若年層を中心に新規感染者が急増していることなどを踏まえ、1 月 27 日からまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。ついては、本県の感染状況は引き続き「レベル 2」であるため、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準についても、「レベル 2」を維持しますが、特に現時点では、学校でクラスターが頻発し、感染が急速に拡大しており、オミクロン株の特性に対応するため、1 月 27 日から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「レベル 3」相当の対応をとることとし、次のとおり学校における感染症対策を強化することとしますので、適切に対応願います。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等

(1) 毎朝の健康観察の実施

- ・児童生徒等及び同居の家族に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、登校させないこと。
- ・登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握すること。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、教職員が検温及び健康観察等を行うこと。また、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いすること。
- ・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態を含む。）の把握を、校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診した上で、通学、外出等を止めさせること。

(2) マスクの着用

- ・学校教育活動においては、身体的距離が十分とれない時はマスクを着用させること。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

- ・体育授業等におけるマスクの着用については、令和2年5月22日付け、保健体育課事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」の内容に留意すること。
- (3) 教室等の換気
- ・換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにすること。
 - ・常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にすること。
 - ・休憩時間等（エアコンの使用時を含む。）は、その都度全ての窓を全開にすること。
- (4) 手洗いの実施
- ・様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後などに、流水と石けんで丁寧に手洗いをするよう指導すること。また、手洗いに必要な物品等の配備についても、十分注意を払うこと。
- (5) 消毒の実施
- ・教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回消毒液又は家庭用洗剤を用いて拭き掃除を行うこと。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

2 授業形態

- ・児童生徒等の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保して、座席を配置すること。確保が難しい場合には、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施すること。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、行わないこと。
- ・水泳指導については、延期又は中止すること。
- ・感染者が確認された場合、ただちに学級閉鎖を行い、感染の広がりが考えられる場合には、学年閉鎖、全校全体での臨時休業等を行い、速やかにオンライン授業に切り替えたり、一部の児童生徒等が登校できない状況になった場合に授業配信等を行うことで、学びの継続に取り組むこと。

3 授業時間帯の設定

- ・多くの児童生徒等が公共交通機関を利用して通学している学校などにおいて、通学実態に応じて、近隣の学校等との調整を図りながら、時差通学を検討すること。

4 学校行事等

- ・学校行事は、児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に応じて、延期や中止、規模を縮小しての実施の判断を行うこと。
- ・実施する場合には、多く的人数が一堂に会する状況を極力避ける等の感染症対策を徹底すること。
- ・保護者等を招いて行う行事、外部から講師を招いて行う活動、他校との交流等は、インターネットを介しての実施も検討すること。

5 部活動

- ・部活動の実施に当たっては、令和4年1月19日付け、保学第94号「県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」の内容に留意すること。

6 給食等

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員に食事の前後の手洗いを徹底させること。弁当による昼食についても同様とすること。
- ・配膳の過程を省略できる品数の少ない献立を提供するなどの工夫をすること。
- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの点に注意するよう指導すること。
- ・弁当などを食べる際は、向かい合って食事をしない、身体的距離をできるだけ確保する、食事中的会話は控える、歓談は食事後に必ずマスクを着用して行うなど、感染予防を徹底するよう指導すること。
- ・登下校時にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食することがないよう指導すること。

7 寄宿舎

- ・寄宿舎内での感染拡大は起こりうるものと想定し、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておくこと。
- ・学校の教育活動と連動して開舎及び閉舎を行うこと。
- ・一室の人数を通常の定員より少なくしたり、入浴時間や食事時間をずらす等、感染防止対策を改めて徹底すること。
- ・寄宿舎を利用する児童生徒等においては、手洗い、マスクの着用等の基本的な感染症対策等を徹底するよう指導すること。

8 登校に不安のある児童生徒・保護者への対応

- ・児童生徒等の出欠の取扱いは、令和3年3月9日付け教保健第343号「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」のとおり、保護者の申し出を受け、やむを得ず、登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

9 生徒指導上配慮が必要な児童生徒等の把握と対応

(1) 生徒指導上配慮が必要な児童生徒等の情報共有と支援体制の確認

- ・現時点で配慮が必要な児童生徒等の情報共有を組織的に行うこと。
- ・面談やアンケートの実施方法について検討するなど、今後の児童生徒等の状況把握や支援の在り方について、教職員で共通理解を図ること。

(2) 不安や悩みを抱えている児童生徒等の把握と早期対応

- ・担任や養護教諭等による健康観察や授業中の観察、STOP it（ストップイット）によって寄せられる情報などにより、児童生徒等の状況を的確に把握するよう努めること。

- ・必要に応じて、教育相談やスクールカウンセラー等の支援を行うなど、心の健康のケアに取り組むこと。
- ・休み始めの3日目までの対応（家庭連絡・家庭訪問）を徹底し、家庭と連携を図りながら組織的に早期対応に当たり、こうした児童生徒等に対しても、状況によっては、ICTも活用した対応を行うこと。

(3) いじめにつながるような言動への適切な対応

- ・不安やストレス、新型コロナウイルスへの不十分な知識・理解や思い込み等によるいじめが起きないように、未然防止に努めるとともに、いじめの予兆となる言動や児童生徒等が発する小さなサインを見逃すことなく、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

【本件問い合わせ先】

教育政策課	電話 (086) 226-7571 (全般的事項に関すること)
高校教育課	電話 (086) 226-7585 (高等学校に関すること)
高校教育課高校魅力化推進室	電話 (086) 226-7578 (寄宿舎の運営に関すること)
高校教育課教育情報化推進室	電話 (086) 226-7826 (ICT活用に関すること)
義務教育課	電話 (086) 226-7584 (中学校に関すること)
特別支援教育課	電話 (086) 226-7912 (特別支援学校に関すること)
保健体育課	
健康・安全教育班	電話 (086) 226-7591 (健康管理に関すること)
学校体育班	電話 (086) 226-7592 (運動部活動に関すること)
生涯学習課	電話 (086) 226-7596 (文化部活動に関すること)
人権教育・生徒指導課	
人権教育班	電話 (086) 226-7612 (人権教育に関すること)
生徒指導班	電話 (086) 226-7589 (生徒指導に関すること)